

# 夜勤職員配置加算算定表

(短期入所生活介護・介護老人福祉施設)

施設名			
区分	一般型(ユニット型以外)・ユニット型 ←該当するものに○をつけてください		
夜勤時間帯	時 分 ~ 翌朝 時 分(16時間) ←施設が決める午後10時から午前5時を含む連続する16時間		
計算月	平成 年 月		

## 1 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数(1日平均夜勤職員数)

計算月の延夜勤時間数(ア)※  時間 ← 計算月における看護職員又は介護職員の延夜勤時間数

月の日数(イ)  日 ← 暦月(28~31日)

1日平均夜勤職員数(ウ)  ← (ア) / ((イ) × 16時間) ※小数点第3位以下切捨て

※(ア)の算定根拠を別途記録しておいてください。

## 2 夜勤職員基準

入所者の数※1  人

<夜勤職員基準>

一般型		ユニット型
入居者の数	職員数※2	2ユニット毎に1名
25以下	1	
26~60	2	
61~80	3	
81~100	4	
101~	4 + (入居者の数 - 100) ÷ 25	

+ 1 =  (エ)

※1 入所者の数 : 介護老人福祉施設の場合は、介護老人福祉施設の入所者数と併設又は空床利用の短期入所生活介護の利用者数の合計

介護老人福祉施設以外の施設に併設している短期入所生活介護事業所及び単独型短期入所生活介護事業所の場合は、短期入所生活介護の利用者数

※2 職員数 : 介護老人福祉施設以外の施設に併設している短期入所生活介護事業所の場合は、当該職員数に併設本体施設として必要とされる夜勤職員の数を加えてください。

## 3 判定

1日平均夜勤職員数(ウ)  > (エ)

注1: 一部ユニット型介護老人福祉施設の場合

ユニット部分とそれ以外の部分を、それぞれ別の算定表で分けて計算してください。

なお、ユニット部において加算の算定基準を満たした場合にはユニット部分の入所者について夜勤職員配置基準加算(Ⅱ)イ又はロを、ユニット部分以外の部分において加算の算定基準を満たした場合には当該部分の入居者について夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ又はロをそれぞれ算定してください。

注2: 一部ユニット型短期入所生活介護事業所の場合

ユニット部分とそれ以外の部分を、それぞれ別の算定表で分けて計算してください。

なお、ユニット部において加算の算定基準を満たした場合にはユニット部分の利用者について夜勤職員配置基準加算(Ⅱ)を、ユニット部分以外の部分において加算の算定基準を満たした場合には当該部分の利用者について夜勤職員配置加算(Ⅰ)をそれぞれ算定してください。